

論 説

「保守」的教育改革の多義性と歴史的变化 —アメリカ初等中等教育改革を事例として(二)—

坂 部 真 理

目 次

序章 課題の設定

- (一) アメリカ保守勢力内の新たな対立—連邦政府の「縮減」か「利用」か—
- (二) 教育改革をめぐる対立軸—予備的考察—

第一章 リバタリアンによる教育改革アイデア—非和協的な価値の多元性と教育の市場化—

- (一) 教育機会の平等化
- (二) 効率性
- (三) 応答性
- (四) 社会的紛争の抑制

第二章 経営者による教育改革アイデア—経済競争のための教育改革と連邦政府による介入の肯定—

- (一) 教育改革の目標
- (二) 八〇年代の経済変化への認知
- (三) 教育改革アイデア—教育スタンダードの導入とアカウントビリティの厳格化—

第三章 社会的保守派による教育改革アイデア—普遍主義／分離主義への分岐—

- (一) 「普遍主義」志向の社会的保守派—全国教育スタンダードによる「公定」知の確立—

- (二) 「分離主義」志向の社会的保守派—連邦介入への反対と教育の分権化
／市場化—

小 括

(以上、第27巻第2号)

第四章 教育改革をめぐるアメリカ保守勢力内の対立構図—八〇年代から二
〇〇〇年代へ—

- (一) 政府の「利用」による「市場化」の推進?—保守的現代化のプロ
ジェクト—
(二) 保守系諸団体の連合—対立関係—教育の「標準化」「市場化」をめぐ
る分裂—

第五章 ブッシュJr.政権の教育改革をめぐる保守勢力内の連合—対立関係

- (一) 大統領の教育改革アイデア—議会内諸派の包摂戦略と矛盾の内
包—
(二) 下院委員会・公聴会—経営者団体と社会的保守派(Ⅱ)の衝突—
(以上、本号)
(三) 下院本会議—大統領案の「中心」をめぐる紛争—
(四) 上院での審議—民主党からの予算膨張圧力と大統領の妥協—
(五) 両院協議会から法案成立へ

結 章

第四章 教育改革をめぐるアメリカ保守勢力内の対立構図

—八〇年代から二〇〇〇年代へ—

本稿第一—三章では、アメリカ保守勢力を構成する主要な諸団体—リバタ
リアン、経営者団体、社会的保守派—が、初等中等教育改革(以下、教育改
革と略)について提起してきたアイデアの多元性を、その背景となった政
治・経済・制度的文脈との関連において検討してきた。特にその中では、80
年代半ば以降、公立学校への連邦政府の財政支援・統制(federal control)

の拡大をめぐって、これらの諸団体の路線が分岐してきた点に注目した。

以下、第四章では、まず近年のアメリカの教育改革を牽引する政治連合に関するマイケル・アップルの議論を批判的に検討しつつ、80年代後半以降の保守勢力内の対立-連合関係の構図を改めて整理する。その上で第五章では、アップルが「保守的現代化」の象徴と位置付けた、ジョージ・W・ブッシュ共和党政権による「どの子どもも落ちこぼれにしない法 (the No Child Left Behind Act of 2001: 以下、NCLB法と略)」の制定過程を分析し、アメリカ保守勢力内の分裂が同法の性質に及ぼした影響をもたらしたかについて検討する。

(一) 政府の「利用」による「市場化」の推進?—保守的現代化のプロジェクト—

教育学者アップルは、近年のアメリカの教育改革が、ときに相互に矛盾する要素を孕む多様な諸集団間の「連合」によって推進されてきたと主張する。すなわち、

- ①「選択の自由」を主張し、バウチャー制の導入などによる教育の市場化・民営化を追求する新自由主義者、
- ②現代社会の「道徳的退廃」を批判し、過去の「共通」文化や伝統的価値・権威への「回帰」を主張する新保守主義者、
- ③学校への宗教的教義・実践の(再)導入を志向し、連邦政府やエリート支配に対して強い反感をもつ権威主義的大衆主義者(いわゆる「キリスト教右派」)、
- ④国家への「ビジネスモデル」の導入によって、学校を含む公的機関の効率化や応答性の増大を志向する専門家的・^{マネジエリアル}経営主義的新ミドルクラス、である^り。

このうち①新自由主義者は、さらに（１）支出と規制の両面で「政府の縮減」を原理的に追求する「経済的自由主義者」と（２）教育が「資本のニーズ」に応答する場合には、政府・民間による学校への財政投資を「歓迎」しうる「ビジネス界」の二派に区分される²⁾。

まずアップルは、これらの多元的な諸集団の間には潜在的な緊張・対立が存在する点を指摘する。例えば、個人主義の観点から価値の「私的」選択を重視する①新自由主義者は、普遍的・絶対的な価値の存在を信奉し、ゆえに教育の「国家」主義的統制を厭わない②新保守主義者の立場とは根本的に相容れない。また③キリスト教右派は、その宗教的道德観から、企業的な営利主義が学校現場に侵入することに批判的であり、かつ、彼らの多くがグローバル競争の下でリストラなど経済的損失を被った層であることから、自由貿易の推進についても否定的である（③と、①新自由主義者および④新ミドルクラスとの間の対立）。さらに、学校への「新しい公共管理（NPM）」の導入を提唱する教育管理者・専門家たちから構成される④は、必ずしも常に保守派に属すわけではなく、他の問題に関しては政治的にリベラルな立場を示すこともあるとされる⁴⁾。しかしながら、アップルの議論の主眼は、これらの多元的な諸集団の間の緊張・矛盾が、近年、新しい「保守的現代化のプロジェクト」の下で「解消され（solved）」、彼らが一つの広範な連合体・「権力ブロック」へと「縫い合わされ（sutured into）」てきたという点にある⁵⁾。

「保守的現代化」とは、上記の「連合」の中で特に①新自由主義者と②新

1) Michael W. Apple, *Educating the "Right" Way: Markets, Standards, God, and Inequality*, 2nd edition, Routledge, 2006, pp. 9, 31-49（大田直子訳『右派の／正しい教育：市場、水準、神、そして不平等【第2版】』世織書房、2008年、13, 41-63頁）。

2) *Ibid.*, pp. 31-39. 邦訳、42-51頁。

3) こうした新自由主義者／新保守主義者の間の対立は、序章（二）注7に挙げたように、1980年代の日本の臨教審における香山健一と有田一寿の間の論争などにも典型的に表れている（拙稿『「保守」的教育改革の多義性と歴史的变化（一）』、『大東法学』第27巻第2号、2018年、39頁参照）。

4) Apple, 2006, pp. 13, 47-48. 邦訳、18, 60, 62頁。

5) *Ibid.*, pp. 7, 30-31, 55. 邦訳、11, 40-41, 69頁。

保守主義者のリーダーシップによって推進されてきたものとされ⁶⁾、前者が目標とする「市場化・民営化」を、政府の「縮減」ではなく、後者が志向してきた新しい様式の「国家統制」と接合するという点に特徴がある。

アップルがイギリスなどの行政改革の事例を多く引用することが示すように、この保守勢力の「理念的刷新」は、80年代以降のNPMの普及による政府／市場の境界の再編という国際的潮流と関わっている。実際には、各国で展開されてきたNPM改革の推進主体は必ずしも保守勢力のみに限られるわけではないが⁷⁾、彼は、英米各国においてNPMに基づく教育改革を追求してきた保守勢力の中に、新自由主義の現代化(modernization)に繋がる動きを見出している。すなわち、国家権力の縮減による個人・市場の解放を主張した古典的自由主義に対し、むしろ市場を「創出」し、その正常な作動を支えるために政府の権力をより積極的に「利用」するという現代的な新自由主義の登場である⁸⁾。

このような「政府」による「市場化」の推進・条件整備という動きは、対象となる政策分野ごとに異なる形態をとりうるが、アップルが、イギリスの

6) *Ibid.*, p. 31. 邦訳、41頁。

7) Peter Miller and Nikolas Rose, *Governing the Present: Administering Economic, Social and Personal Life*, Polity Press, 2008, pp. 212, 215. 山本啓『パブリック・ガバナンスの政治学』勁草書房、2014年、第4章などを参照。イギリスでは、政権の党派性によって理念・手法の変化はあれ、サッチャー・メージャー・ブレア各政権の間でNPMの枠組み自体は継承されており、アメリカでも90年代には、クリントン＝ゴア民主党政権がDavid Osborne＝Ted Gaeblerらの議論を基に連邦レベルの行政改革を推進してきた。

8) Apple, 2006, pp. 60–61. 邦訳、75–76頁。このアップルの議論は、Mark Olssen, “In Defense of the Welfare State and of Publicly Provided Education,” *Journal of Education Policy*, Vol. 11, Issue 3, 1996, p. 340からの引用に依拠したものである。同様の指摘は大桃敏行「教育のガバナンス改革とNPMと新自由主義—米国連邦教育政策の事例分析」、『日本教育政策学会年報』第20巻、2013年、8–24頁にも見られる。NPMの下での政府の低位レベルへの権限委譲と再規制の同時進行については、Apple, 2006, p. 70. 邦訳88頁の他、Miller and Rose, 2008, pp. 212–215. Guy B. Peters, “The role of the State in governing: governance and metagovernance,” in M. Ramesh, Eduardo Araral Jr. and Xun Wu (eds.), *Reasserting the Public in Public Services*, Routledge, 2010, pp. 20, 23–26も参照した。

公教育における同改革の象徴として注目するものが、1988年教育改革法による全国統一カリキュラム・全国統一テストの導入であった。

従来、イギリスの公教育においては中央政府による学校カリキュラムの統制は行われず、教育内容に関しては、学校がその実質的な決定権を保持していた。⁹⁾しかし、88年改革によってサッチャー政権は、公立学校カリキュラムに「共通基準」を導入して各教科の教育内容を全国的に「標準化」とともに、定期的実施される「全国統一テスト」によって生徒の成績を一元的に測定・評価する集権的体制を確立した。同時にこの改革では、学校選択制の拡大も追求された。地方教育当局 (LEAs) による通学指定が解除され、公立学校間の選択が自由化されるとともに、(民間企業による学校新設を含む) 教育の供給主体の多元化も進められたのである。

アップルによれば、この教育への国家統制の強化を含意する「ナショナル・カリキュラム、ナショナル・テスト」の導入こそ、教育の(準)市場化に向けた「最も本質的な一步」であった。なぜなら、「それらは実際に、『消費者』が市場を市場として機能させるために必要な比較用データのためのメカニズムを提供する」ためである。¹⁰⁾すなわち、国家が学校で提供される教育サービスの内容を全国的に「標準化」した上で、統一基準で学校の成績を測定・情報公開すれば、各校の教育成果・「品質」が相互に比較可能になる。この学校間の比較可能性が担保されてこそ、消費者は情報に基づく選択 (informed choice) が可能になるのである。大田 (2010) は、中央政府が学校教育の「内容と水準を規定し、査察し、評価し、テストや査察結果を公表する」という新たな統制のあり方を「品質保証国家」と定義した。¹¹⁾

アップルらによれば、こうした「品質保証国家」の構築は、教育の「市場

9) イギリスの教育改革については、大田直子『現代イギリス「品質保証国家」の教育改革』世織書房、2010年、清田夏代『現代イギリスの教育行政改革』勁草書房、2005年、吉田多美子『イギリス教育改革の変遷—ナショナルカリキュラムを中心に—』『レファレンス』、2005年、99-112頁を参照した。

10) *Apple*, 2006, p. 71. 邦訳、88頁。

化」を推進する①新自由主義者のみならず、②新保守主義者の目標にも資するものである。なぜなら、強制力をもつナショナル・カリキュラム、ナショナル・テストの導入は、近年の多文化主義や相対主義の傾向に対抗し、彼らが「正統」と見なす伝統的なヨーロッパ中心的価値・知識を、学校教育の場において「公定化」・普遍化するという効果ももちうるためである。¹²⁾

以上のようなイギリスの事例を踏まえた上で、アップルは、これらと同様の改革潮流が近年のアメリカにも見出しうると指摘する。彼によれば、アメリカにおいて「品質保証国家」化・「監査文化」を最も象徴する改革が、ブッシュJr.共和党政権によるNCLB法の制定(2002年)であった。¹³⁾

第五章で詳述するように、確かにこのNCLB法には、共通基準の導入による公立学校カリキュラムの「標準化」、統一テストによる教育成果の測定と、親による学校「選択」の拡大など、先述のようなイギリスの事例と同様の特徴が見出しうる。

しかし、同時にここでは、両国の改革の差異についても留意する必要がある。アメリカでは、イギリスの88年改革のような「学校が、中央が決定したナショナル・カリキュラムを確実に供給したかどうか、テストにおいて確認する¹⁴⁾」という中央集権的な「品質保証国家」の導入は、はるかに不徹底なものに止まったためである。

11) 大田、2010年、19頁。イギリスの高等教育における同様の改革動向については、Colin Scott, "The UK: Hyper-Regulation and Regulatory Reform," in Christopher Hood, Oliver James, B. Guy Peters, Colin Scott (eds.) *Controlling Modern Government: Variety, Commonality and Change*, Edward Elgar Publishing, Inc., 2004, pp. 124-129も参照。

12) マイケル・W・アップル「公的知識をめぐるポリティックス—ナショナル・カリキュラムの意味を問う—」、マイケル・W・アップル、ジェフ・ウィッティ、長尾彰夫共著『カリキュラム・ポリティックス—現代の教育改革とナショナル・カリキュラム』東信堂、1994年、25-28頁。また同書の中でウィッティは、①新自由主義者よりも②新保守主義者の方が、イギリスにおけるナショナル・カリキュラム等の導入を主導したと主張している(ジェフ・ウィッティ「イングランドとウェールズにおける教育改革の動向—それは果たしてポスト・モダン現象か?—」、同上、98-99頁)。

13) *Apple*, 2006, chap. 4. 邦訳、107-151頁。

14) 大田、2010年、62頁。

例えば第一の差異は、教育が「標準化」された地理的範囲に関わる。後述のように、確かにNCLB法でも、イギリスの事例と類似した公立学校カリキュラムの共通基準（「教育スタンダード」）と統一テストの導入が義務化されたものの、それらの決定権は州政府に付与されたため、教育の「標準化」が及ぶ範囲は、あくまでも各州内に限定された。また第二に、教育が「標準化」された対象科目にも差異がある。「教育スタンダード」が導入された科目は、アメリカの場合、読解・数学・科学のみであり、ほぼ全科目を対象としたイギリスの88年改革より限定的であった¹⁵⁾。第三に、NCLB法でも、学校選択制の拡大が主要な改革目標に掲げられていたが、法案審議の過程で、親が「選択」可能な学校の範囲も当初の大統領案に比して大幅な縮小を余儀なくされたのである。

なぜアメリカにおける「品質保証国家」化は、イギリスと比べて制約されたものに止まったのであろうか。

本稿は、この背景として、1) 同国特有の連邦制による制約、2) 当時の連邦議会における少数党・民主党からの抵抗とともに、3) 共和党内、およびその支持基盤である主要な保守系諸団体間の分裂にも注目する。

以下、第五章では、第107議会におけるNCLB法の制定過程を検証していくが、この中ではアメリカの主要な保守系諸団体が、アップルの主張のように一つの「妥協・連合・権力ブロック」¹⁶⁾を構成して同法制定を推進したというよりも、むしろ同法の中心的要素である教育の「標準化」と「市場化」をめぐって先鋭に対立していたことを示す。彼らの間の対立は、連邦議会内外で保守勢力の結束を阻害するとともに、各団体の要求の貫徹を相互に制約しあうことになった。さらに、これらの対立する諸集団間の妥協の産物として

15) イギリスの88年改革では、「中核教科」としての英語・数学・科学、および「基礎教科」としての歴史・地理・技術・音楽・芸術・体育・外国語の各教科についてナショナル・カリキュラムが導入され、その後、90年代には新たに情報科とシティズンシップ教育の2教科も追加された（吉田、2005年参照。）

16) *Apple*, 2006, p. 55. 邦訳、69頁。

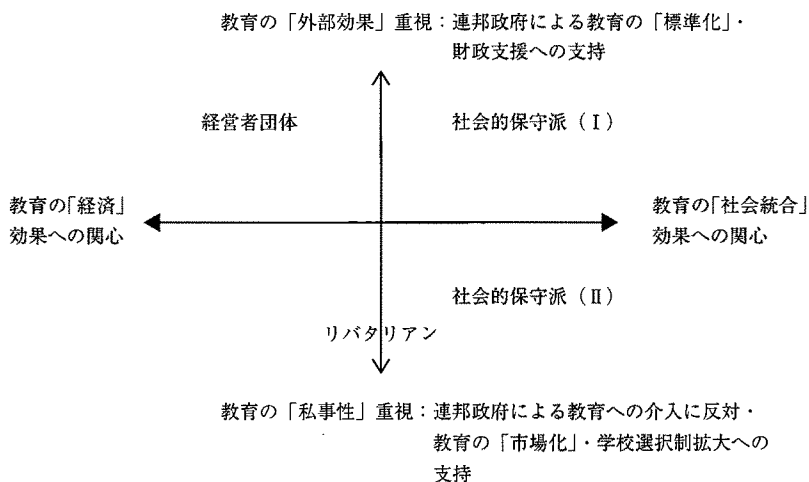
成立したNCLB法は、その内部に矛盾的な要素を抱え込むことになり、この結果、同法はその成立後、多様な「意図せざる結果」を生じることになったのである。

以上の分析の前提作業として、まず次節では第一—三章での議論も振り返りつつ、各集団間の連合—対立関係を改めて整理しておく。

(二) 保守系諸団体の連合—対立関係—教育の「標準化」「市場化」をめぐる分裂—

連邦教育政策をめぐるアメリカの保守系諸団体の選好は、図1のように整理しうる。

図の縦軸は、各団体が教育の「外部効果」—「私事性」のいずれを重視するかを表す。教育の「私事性」を強調する集団ほど（連邦）政府による介入・統制に否定的であり、「外部効果」を重視する集団ほど政府介入を容認・要請する傾向が見られる。



出典：筆者作成。

図1. 連邦教育改革をめぐる保守系諸団体の選好

横軸は、教育改革に際して、各団体が教育の経済的効果（「人的資本への投資」としての教育）と社会的効果（「社会統合の手段」としての教育）のいずれにより関心をもつかを表している。¹⁷⁾

教育改革をめぐる政治過程を分析する上で第一に重要な点は、アップルが①新自由主義者に分類した「経済的自由主義者」と「経営者団体」の間の峻別である。アップルはこれら二者の間の「連合」関係を強調しているが、実際の80年代後半以降の改革では、両者は、教育への連邦介入の是非という根本問題をめぐって対照的な選好を示してきたためである。

教育において生徒を「消費者」と見る経済的自由主義者（本稿では、彼らを「リバタリアン」に分類）と、「将来の労働者・人的資本」と見る企業経営者の立場は、根本的に出発点が異なる。すなわち教育の「私事性」を起点とし、市場での諸個人（生徒・親）の選択の自由を重視する前者に対し、マクロな労働力需要の充足という教育の「外部効果」を重視する後者は、産業のニーズに合致した技能・知識の修得を生徒に要請する。したがって、経営者らが教育の「市場化」という政策手段を支持するのは、あくまでも良質な労働力の効率的育成という彼らの目標に資する限りであり、むしろ、実際の80年代後半以降の政治過程では、ビジネスラウンドテーブルなどアメリカの主要な経営者団体は、その弊害への認知からバウチャー制の導入など教育の「市場化」（「選択（choice）」の拡大）に慎重な姿勢を強めてきたのである（第二章（三）参照）。経営者団体が積極的に支持する政策手段は、連邦政府による財政支援の拡充と、教育スタンダード・統一テストの導入による教育の全国的「標準化」であったが、このような「ナショナル・カリキュラム、ナショナル・テスト」の導入こそ、教育への連邦介入（federal intrusion）に一貫して反対してきたケイトー研究所らリバタリアン（経済的自由主義者）の立場とは、原理的に相容れないものであった。後者は、80年代のレー

17) この区分については拙稿、2018年、39-43頁を参照。

ガン政権以降、共和党保守派とともに連邦教育省の廃止や、連邦教育補助金のブロック・グラント化を主張し、連邦介入と財政支出の大幅な縮減を追求してきたのである¹⁸⁾。

経営者団体は、80年代以降、グローバルな経済競争戦略の一環として教育改革への関与を強めてきたが(図1. 第2象限)、リバタリアンの関心はより広範であり、「人的資本への投資」としての教育の側面については個人の私的選択を強調し、「社会統合の手段」としての教育の利用についても、政府による価値の強制に反対する立場を取ってきた(第3・4象限)。

第二に重要な点は、アメリカの社会的保守派の中に存在する二つの対照的な傾向—普遍主義と分離主義—の間の区別である。本稿では、これらをそれぞれ社会的保守派(Ⅰ)・(Ⅱ)と区分した。

第三章で述べたように、80年代後半以降、社会的保守派(Ⅰ)は経営者団体とともに「ナショナル・カリキュラム、ナショナル・テスト」の導入を推進する中心的勢力であった。彼らの改革アイディアの主眼も、やはり教育の「外部効果」の側にある。すなわち、多文化主義運動等がもたらしたアメリカにおける「共通知」の解体という問題状況に対し、教育の全国的「標準化」、「公定知」の再建による社会統合の回復が目標とされる。彼らにとって、教育は個人の私的選択には還元しえないものであり、ゆえに連邦政府による一定の教育内容の統制・強制について肯定的な立場を取る(第1象限)。

他方、イーグル・フォーラム、家族研究委員会など社会的保守派(Ⅱ)の団体は、リバタリアンと連携し、教育の「標準化」に対して強硬な反対運動を展開してきた。教育への連邦介入に対する彼らの反感の背景には、(60年

18) このリバタリアンと社会的保守派(Ⅱ)の連合に依拠したレーガン共和党政権による教育改革の性質については、既に別稿で論じたため、本稿では詳細は省略する(拙稿「教育改革をめぐるアメリカ新保守主義の変容—教育改革の比較政治学的分析に向けた一考察—」、名古屋大学『法政論集』第269号、2017年参照)。

代の連邦主導による人種統合政策、およびその後の多文化教育カリキュラムの普及などが例証するように、) 政権交代によって子どもを「教化」する権力装置としての公教育のコントロールをリベラル側が獲得するリスクへの認知が存在する¹⁹⁾。したがって、彼らは、連邦政府による価値の強制に対する防波堤として、教育の「私事性」を強調し、教育のローカル・コントロールやその「市場化」による選択の自由の保障を要求してきたのである(第4象限)。

以上の諸団体のうち、NCLB法については経営者団体と社会的保守派(Ⅱ)のみが、連邦議会公聴会の場で各自の要求を公式に表明している。したがって、以下では主にこの二者に焦点を当て、彼らの間の分裂が、ブッシュJr.政権と議会共和党による同法の制定過程にいかなる影響を与えたかについて分析していく。

第五章 ブッシュJr.政権の教育改革をめぐる保守勢力内の連合—対立関係

(一) 大統領の教育改革アイディア—議会内諸派の包摂戦略と矛盾の内包—

大統領就任直後の2001年1月23日、ジョージ・W・ブッシュJr.は、新政権の教育改革案の骨子を示す「ブループリント(以下、大統領案と略)」を連邦議会と国民に提示した。これは、93年時のクリントン大統領による医療保険改革案のように最初から法案の具体的な細目までを定めた完成度の高い形ではなく、この教育改革において政権が求める諸原則のみを示した28頁程度の文書であり、ゆえに今後の法案審議の過程で議会側のアイディアを包摂

19) こうした政権交代リスクへの危機感は、後掲するようなロン・ポール共和党議員の下院本会議での発言などに典型的に表れている(本稿、第五章(三)参照)。これは戦後を通じて政権をほぼ独占し、ゆえに教育の国家統制に肯定的でありえた日本の社会的保守派とは大きく異なる点である。

する余地を大きく残すものであった。大統領は、「民主党・共和党・無所属」議員による「追加的なアイデア…にオープン」であると述べ²⁰⁾、特にジョージ・ミラー (George Miller) やジョー・リーバーマン (Joe Lieberman) など法案通過の鍵となる民主党議員との間では、すでにアカウントビリティの強化など改革の中心原則 (integral parts) について合意があることを強調した²¹⁾。

当時の第107議会 (2001-2003年) は、上院では共和党50：民主党50、下院では共和党221：民主党211：無所属2：空席1という議席配分であり、上院での副大統領の1票を加えて、かろうじて共和党が多数党の座を確保するという非常に脆弱な「統一政府 (unified government)」であった。この状態では、特に上院での民主党による議事妨害を防ぎえないことは明白であったため、大統領は、当初から、民主党のニューデモクラッツ派らの改革アイデアを自らの法案の中に取り入れ、両党の中道派を中心とした多数派の形成を追求した²²⁾。

しかし、大統領が強調したように、「州・地方への (連邦補助金の使用に関する) 権限委譲」と「アカウントビリティの強化」の間の取引 (bargain) というこの法案の中心原則については、両党の中道派を中心に広く合意が存

20) President George W. Bush, "No Child Left Behind: Foreword by President George W. Bush," (<http://www.whitehouse.gov/news/reports/no-child-left-behind.html>) (2018/4/20最終アクセス。以下、*Blueprint*と略。本稿ではオンライン版を参照したため、以下の引用部分ではウェブ上に表示された頁数を記載する。)

21) Shiobhan Gorman, "Step One: Grab the Center," *National Journal*, Jan. 27, 2001, p. 286. "Press Conference with President George W. Bush and Education Secretary Rod Paige to Introduce the President's Education Program," 1/23/2001. (<https://georgewbush-whitehouse.archives.gov/news/releases/2001/01/20010123-2.html>) (2018/4/20最終アクセス。)

22) この教育改革においてブッシュJr. が超党派的連合の形成を追求したことについては、既にPatrick J. McGuinn, *No Child Left Behind and the Transformation of Federal Education Policy, 1965-2005*, University Press of Kansas, 2006. 吉良直「アウトカム重視への政策転換—1989年教育サミットから2002年NCLB法制定まで—」北野秋男・吉良直・大桃敏行編『アメリカ教育改革の最前線』学術出版会、2012年などの研究で指摘されている。

在したものの、この原則を具体化する上では、なお民主党との間のみならず、共和党内および主要な保守系諸団体の間でも対立が残されており、大統領領案は出発点から多くの緊張を内包するものとなった。

以下、本節では、この後の法案審議の中で主要な争点となる、①教育スタンダード、②成績測定、③アカウントビリティ、④権限委譲、⑤予算規模、の各要素に注目し、この大統領領案に反映されたブッシュJr.の当初の改革アイディアと、それをめぐる諸派のスタンスを整理しておく。

① 教育スタンダード (education standards) :

大統領領案は、初等中等教育法の第一編が定める連邦補助金（いわゆる「タイトル1」補助金²³⁾を受給する全ての州に対し、生徒がそれぞれの学年で修得すべき知識・技能を定めた「高度な学術的スタンダード」を策定することを義務付けた。これは公立学校カリキュラムの共通基準となるものであり、各州単位で公教育の内容を「標準化」する効果を期待された。

2001年の時点では、すでに多くの州が「読解」「数学」の2教科について、教育スタンダードを導入していた。しかし、当初の大統領領案は、これらの教科に加えて、さらに「歴史」と「科学」についても、その教育内容に関するスタンダード (content standards)²⁵⁾を導入することを提唱していた。

第一章でも述べたように英文の「読解」や「数学」に比して、後二者はその解釈が価値の対立を惹起しやすい教科である。このうち「歴史」スタンダードの導入は、歴史解釈の「公定」化を求めてきた社会的保守派 (I)、

23) 初等中等教育法の内容と歴史的発展については、大桃敏行「インプット重視の平等保障—1965年初等中等教育法制定から1988年改定まで—」、北野・吉良・大桃編、2012年、21-33頁を参照。

24) 初等中等教育において "students" は「児童・生徒」と訳すべきであるが、本稿では煩雑さを避けるため全て「生徒」と表記することにする。同様に "math" も「算数/数学」、"science" は「理科/科学」と訳すべきであるが、本稿ではそれぞれ「数学」、「科学」と訳している。

25) *Blueprint*, p. 6.

「科学」スタンダードの導入は、理数系教育の高度化を求めてきた経営者・経済団体の主張にそれぞれ沿うものであったが、対照的に、こうした教育スタンダードの導入による「歴史」「科学」教育の「標準化」は、政府による価値の強制に反対する社会的保守派(Ⅱ)らとの間に先鋭な亀裂を生むことになった(後述)。

②成績測定 (assessments) :

大統領案の新機軸の一つは、「年次テスト (annual testing)」の導入であった。

これは①「教育スタンダード」の修得度を確認するため、第3から第8学年に在籍する全ての公立学校生徒に対し、毎年、「読解」「数学」の2教科についての統一テスト(標準化テスト: standardized tests)の実施を義務付けるというものである。

前クリントン政権期に制定された「アメリカ学校改善法(1994年~)」(およびニューデモクラッツ派が提出していた対案、“3R’s”法案)では、こうした州統一テストは、第3~5、第6~9、第10~12学年という3つの期間に、各1回ずつ実施されるのみであった²⁶⁾。しかし、ブッシュJr.政権は、こうした限られたタイミングでの成績測定のみでは、授業に「落ちこぼれ」つつある生徒を早期に発見・支援する上で不十分であると批判した。この現行の方式では、生徒が進級する過程で成績が下降していった場合、親が「誰にその責任を問うべきか(Who do I hold accountable?)」を特定しえないためである²⁷⁾。したがって、大統領は、より短いスパンで個々の生徒の成績を継続的に追跡しうる「年次テスト」の導入が不可欠と主張したのである。

26) 第107議会に提出されたニューデモクラッツ派による対案(“3R’s”法案)と大統領案の類似性と差異については、David Nather, “Broad Support is No Guarantee For Bush’s Legislative Leadoff,” *CQ Weekly*, 2001/1/27, pp. 221-224を参照。

27) “Press Conference,” 1/23/2001.

大統領案では、①「教育スタンダード」と同様、この②「統一テスト」の策定についても州に決定権を与えることが提唱された。しかし、問題は、各州がそれぞれ独自にテストを策定したのでは、州間で生徒の成績の比較可能性が担保されない、という点にあった。この州間での成績の比較可能性という問題は、法案審議の過程で重要な論点になるのであるが、この点について大統領案は、慎重な解決策を提示していた。

まずブッシュJr.は、共和党-民主党両党内に存在する「ナショナル・カリキュラム、ナショナル・テスト」導入への根強い反対に配慮し、この改革において政権が「全国統一テスト」を導入する意思が無いことを早々に表明した（1月23日²⁸⁾。しかし、その上で彼は、当時、任意参加ながら全国規模で実施されていた既存の学力テストである「全国学力進捗度調査（National Assessment of Educational Progress: NAEP）」を、各州の成績評価法を検証するためのベンチマークとして利用することを提唱した。すなわちNAEPの「読解」と「数学」のテストを用いて、各州の第4・8学年の成績を定期的にサンプル調査すれば、各州の生徒の学力や州の成績評価の水準が相互に比較可能になる、という案である²⁹⁾。

この案は、公教育の全国的「標準化」に肯定的な経営者・経済団体と、教育の地域的多様性の尊重を主張するリバタリアン・社会的保守派（Ⅱ）の間のバランスを取るべく、政権が提示した妥協策であった。しかしながら問題は、大統領案の中には、このNAEPの成績を基に、一定期間内に学力向上目標を達成しえない州に対しては連邦教育長官が補助金を削減するという罰則も盛り込まれていた、という点にある³⁰⁾。この罰則の圧力を鑑みれば、各州が、そのカリキュラムをNAEPの試験対策に対応したものへと「収斂」させるであろうことは容易に予測された。したがって、社会的保守派（Ⅱ）ら

28) Ibid.

29) *Blueprint*, pp. 3-4, 7.

30) *Ibid.*, pp. 7, 16.

は、このNAEPを「事実上のナショナル・テスト」と呼び、全国的ベンチマークとしてのその利用に対し、警戒感を露にしたのである。

③アカウンタビリティ (accountability) :

大統領案は、毎年の②「州統一テスト」で測定された生徒の成績を学区・学校ごとの「レポートカード」にまとめ、一般に情報公開することも要請した。さらに、その際には生徒全体の成績の平均値のみならず、彼らを「人種・民族、ジェンダー、英語の習熟度、障がいの有無、社会-経済的階層」別に区分し、各グループごとの成績の平均値も公開することが求められた。³¹⁾これは、「社会的・経済的に不利な状況にある生徒」の成績を全体の平均値の中に紛れさせず、各グループ間の学力格差(「アチーブメント・ギャップ」)の状況を学外から検証可能にすることを目的とした。

大統領案の中心は、この「州統一テスト」で測定された生徒の成績を教育の供給者(州・学区・学校)側の業績評価指標と位置付け、教育「成果」に対する後者のアカウンタビリティを強化するという点にある。

こうした生徒の試験成績に応じた賞罰のメカニズムとしては、以下のようなものが提案された。

まず(1) 州が学力到達目標(performance goals)の達成に失敗した場合、連邦教育長官がその補助金を削減する権限をもつことが明記された。³²⁾

また(2) 学校が毎年の目標である「年次適正進捗度(adequate yearly progress: AYP)」の達成に失敗した場合は、まず1年目は、改善のための支援を与えられるが、その後、学校がAYP達成を2年連続で失敗した場合は、同校の生徒に他の公立学校へ転校することを認め、3年連続で失敗した場合は、生徒は「タイトル1」補助金を、他の公立/私立学校への転校や補

31) *Ibid.*, p. 16.

32) *Ibid.*, pp. 3, 5, 15-16.

足的な教育サービスの購入に使用することが可能になる、とされた。³³⁾

このうち、3年目以降の罰則は、「タイトル1」補助金を一種の「バウチャー」に転換し、それを学区ではなく生徒に直接支給する形で、彼らが選択した公立／私立学校に配分する、というものである。ブッシュJr.大統領は、「親たちの選択と影響力の増加」を今回の教育改革の目標の一つに掲げ、「データで武装した親たちは、教育におけるアカウントビリティの最善の力になる³⁴⁾（強調は引用者による）」と述べていた。

この（宗教系を含む）私立学校にも公金を配分する、いわゆる「バウチャー」条項に対しては、政教分離などの観点から民主党のリベラル／ニューデモクラッツ両派が強硬に反対しており、議会内で超党派的連合を形成する上で最大の障害になると目された。³⁵⁾

④権限委譲 (flexibility) :

「バウチャー」案と同様、州・学区への権限移譲の程度も、民主党との合意形成を阻害しうる重要な争点であった。

まず大統領案では、当時50種以上に分かれていた連邦教育補助金を5つのカテゴリーに整理・統合し、その支出に伴う規制を緩和することが提唱された。この部分は、当時、ニューデモクラッツ派が提出していた“3R's”法案とほぼ共通であり、比較的、論争の少ない点である。³⁶⁾

しかし、民主党のリベラル・ニューデモクラッツ両派がともに強く反発した点は、この大統領案に含まれた、いわゆる州・学区の「チャーター化」条項であった。これは、希望する州・学区が連邦教育省との間に「契約

33) *Ibid.*, pp. 4, 7. この大統領案の段階では、成績不振校への罰則としては学校選択制の段階的な拡大が中心であり、最終的なNCLB法が定めるような「人事異動」や「州・民間企業への学校運営権の移管」などは含まれていなかったという点も重要である。

34) *Ibid.*, p. 11.

35) Gorman, 2001, p. 287.

36) "Bush, 'New Democrat' Education Plans," *CQ Weekly*, 2001/1/27, p. 224.

(チャーター)」を結び、生徒の学力向上に関する5ヵ年の目標を設定することを条件として、現行の連邦補助金の大部分を「一括補助金」として受給することを認める、という内容である。州・学区が一定期間内にこの目標達成に失敗した場合は、「チャーターの特権的地位を失う」ものとされた³⁷⁾。

この「ブロック・グラント」化案こそ、1980年代から当時のレーガン共和党政権が連邦政府の歳出・規制の縮減を目的として追求してきた改革アイディアであり、その延長線上に、90年代にはニュート・ギングリッジら共和党保守派が、同案を「ストレートA's」法案という名称の下で議会に提出してきた。これらの法案に対し、民主党側は、こうしたブロック・グラント化は、貧困生徒の支援に焦点化されてきた(targeted)現行の補助金の縛りを失わせ、その再分配効果を減じるものとして反対を貫いてきた。この共和党の積年の目標であるブロック・グラント化も、超党派的合意を形成する上で大きな障害になると予想されたが、同条項は、この後の下院委員会の公聴会の場で、民主党のみならず経営者団体からの反対にも直面するのである(後述)。

⑤ 予算規模：

ブッシュJr.大統領は、2000年大統領選挙中から連邦教育予算を大幅に増額することを公約に掲げてきた³⁸⁾。この大統領案が発表された1月下旬の時点では、その具体的な額について明示されなかったものの、政権側は、翌月に提出予定であった予算教書の中で教育予算の増額幅を一層、上積みすること

37) *Blueprint*, p. 15.

38) ブッシュJr.は、今後5年間に連邦教育予算の総額を445億ドルから695億ドルへ増額すると表明していた(Gorman, 2001, pp. 286-287.)。

39) 大統領は予算教書の提示後、議会です算審議が本格化した期間中一貫して、今回の予算編成の主眼を「大型減税」と教育・健康などの分野への「大幅な予算増額」の二点に置くべきである、という自らのスタンスを主張し続けた。George W. Bush, "The President's Radio Address," March 24, 2001. "The President's Radio Address," March 31, 2001. "The President's Radio Address," April 7, 2001.などを参照。

を示唆していた。この予算増額に前向きな大統領の姿勢³⁹⁾は、民主党リベラル派に肯定的に受け止められ、以後の法案審議の過程で、ミラーやエドワード・ケネディ (Edward Kennedy) など上下両院の民主党重鎮からの協力を得る上で重要な役割を果たすのである。

最後に重要な点として、以上に挙げられた①教育スタンダードによる学校カリキュラムの規制、②州統一テストの実施義務化、③その成績に応じた学校への賞罰などの多様な規制は、私立学校やホーム・スクーリングには適用されないことも確認された⁴⁰⁾。

以上のように大統領案は、超党派的な合意形成を志向し、民主党リベラル派・ニューデモクラッツ派から共和党保守派まで広範な議員グループの要求をそれぞれ部分的に包摂したものであったが、それゆえに同案は相矛盾する諸要素も抱え込むことになった。例えば、大統領が盛んに喧伝した連邦教育予算の「増額」は、元来、連邦政府の歳出・規制を「縮減」する手段と位置付けられてきた「ブロック・grant」化のアプローチとは対立的な方向性を孕むものである⁴¹⁾。同様に、同案が「全て」の生徒の学力向上を目的として公立学校のアカウントビリティ強化を追求する一方、私立学校とホーム・スクーリングをその適用対象から除外した、という点にも矛盾が孕まれている。特に「バウチャー条項」によって公金を受給可能になる私立学校が公立学校と同等の義務（上記、①②③）を負わないことの不整合性・不公正性は民主党のみならず共和党議員からも批判された⁴²⁾。大統領案が内包するこれらの矛盾・曖昧性は、この後の法案審議の中で争点となり、特に共和党内や保

40) *Blueprint*, p. 7. この大統領案については、他に Erik W. Robelen, "Bush Plan: 'No Child Left Behind'," *Education Week*, 1/31/2001, p. 24. David Nather, "Broad Support Is No Guarantee for Bush's Legislative Leadoff," *CQ Weekly*, 1/27/2001, pp. 221-225. も参照した。

41) *CQ Almanac* 2001, p. 8-5.

42) Joetta L. Sack, "House Committee Vote Likely Dooms Voucher Plan," *Education Week*, 5/9/2001, pp. 23-24.

守系諸団体との間に同案の「中心」は何か、という問題をめぐって対立を引き起こすことになるのである。

(二) 下院委員会・公聴会—経営者団体と社会的保守派(Ⅱ)の衝突—

この大統領案を基にした法案は、3月に両院の関連委員会に付託された。ブッシュJr.が新政権の「最優先課題」と位置付けたこの教育改革に、上下両院の共和党指導部は、それぞれ法案番号「一番」(H.R. 1, S. 1)を割り当てた。各委員会の公聴会では、主要な社会・経済団体の代表が同法案に対する意見を表出する機会を与えられたが、特に3月29日に下院の教育労働力委員会が開催した、「二一世紀の教育における連邦政府の役割の変容」をテーマとする公聴会では、経営者団体と社会的保守派(Ⅱ)の代表がそれぞれ証言し、アメリカ保守勢力内の見解の相違を改めて浮き彫りにした。

以下、この公聴会での両団体の発言に注目し、各争点に関する彼らの選好の差異を検討する。

(A) 経営者団体の選好

公聴会ではまず企業経営者の立場から、「教育の卓越性のための経済連合(the Business Coalition for Excellence in Education: BCEE)」代表のキース・ベイリーが証言を行った。

このBCEEとは、今回の教育改革の法制化を支援するために、30以上の全国・地方両レベルの経営者団体と約40社の個別企業が結成した「アドホックな連合体」であり、教育改革の推進のためにアメリカの企業経営者らが結成した連合体としては「過去最大規模」のものであった。⁴³⁾この参加団体・企業

43) "Transforming the Federal Role in Education for the 21st Century: Hearing on H.R. 1, H.R. 340, and H.R. 345," Hearing before the Committee on Education and the Workforce House of Representatives, 107th Congress, First Session, Serial No. 107-10, U. S., p. 6. Government Printing Office, p. 32. (以下、Hearing, 2001/3/29と略。)

の中には、全米商工会議所・ビジネスラウンドテーブル・全国製造業連盟 (National Association of Manufactures) などの主要な経営者団体・業界団体の他、アップル・インテル・マイクロソフト・ボーイング・AT&T・IBM など、アメリカを代表するハイテク企業が軒並み名を連ねていた。⁴⁴⁾ ベイリー自身も、主要な経済団体の一つである全国経済連合 (National Alliance of Business) の会長であると同時に、ビジネスラウンドテーブルの教育作業部会のメンバー、および全国の知事と経営者たちが教育改革の推進のために結成した団体「アチーブ (Achieve)」の理事などを兼務しており、多様な企業・経営者団体を横断した連携を象徴する人物であった。⁴⁵⁾ この広範な企業・経営者団体の組織力を背景として、彼は、公聴会での自身の主張を、くり返し「経済界 (the business community)」の意見と表現した。

まずBCEEは、この公聴会に先立つ3月22日、すでに大統領案をベースに作成された下院案 (H.R. 1) に対する支持を表明していた。⁴⁶⁾

公聴会での証言の冒頭、ベイリーは、まず現代の知識基盤型経済においては「生徒の成績の向上が個人と国家、双方の福利にとって必須」であるという認識を示し、教育改革においては連邦政府に「決定的に重要な役割」があると言明した。⁴⁷⁾ その上で、彼は①教育スタンダードの策定と②成績評価の二点を挙げ、これらを「連邦政府のリーダーシップと財政的投資」が特に必要な領域と位置付けた。⁴⁸⁾

この②成績評価に関して、彼は、大統領案の中心の一つである、「第3-8学年生徒に対する年次テスト」の義務化に「強い支持」を表明し、⁴⁹⁾ さらに「ナショナル・テストの導入を要求するわけではないが」と一定の留保を示

44) Ibid., p. 65.

45) Ibid., p. 56.

46) Ibid., p. 6.

47) Ibid., p. 55.

48) Ibid., pp. 57-58.

49) Ibid., p. 58.

しつつも、州が定める教育スタンダードや成績評価法について「州間の比較と品質チェックを行うための統一的ベンチマーク (a uniform benchmark)」の導入を支持すると述べ、(現在は費用などの問題から一部の州が参加していない) NAEPのような全国テストを、この「ベンチマーク」として法案の中に明記することにも「強く賛同」した。⁵⁰⁾

このベイリーの証言の中で第一に注目すべき点は、彼が全体的に大統領案への賛意を表明しつつも、同案に含まれる「学校選択制」や「バウチャー」条項については支持を明言しなかつた、ということである。彼はこの証言の中で、「統一基準」による学校の業績評価や、生徒・親への「情報提供」の重要性を強調しているが、生徒・親への学校の「選択 (choice)」権の付与については一切言及しなかつた。これは、後述のように、「バウチャー」条項の導入を今回の教育改革の「中心」と見做し、同法案を支持する上での絶対条件としていた共和党保守派や社会的保守派(Ⅱ)らと明確な対照をなす点である。

第二に重要な点は、彼が連邦—地方関係について、80年代から共和党が一貫して追求してきた連邦教育プログラムの「ブロック・グラント化」に対して否定的な見解を述べたことである。

「我々が提唱するものは、旧来の『カテゴリーカル・プログラム』モデルとも、国家的投資にとつての優先事項に関する指示をほとんど与えない、フレキシブルではあるが、目標設定が不明確な (less well-defined) 『ブロック・グラント』案とも異なる、新たな連邦政府と州の関係なのです。連邦法は、一定の成果を達成するための手段については地方政府に委ねつつも、連邦投資によって州・地方政府が何を達成することを期待されているか、を明確に

50) Ibid., pp. 59-60.

51) Ibid., p. 63.

示す必要があります。⁵¹⁾」

すなわち、ここでベイリー（「経済界」）の強調点は、単なる連邦政府の「縮減」ではなく、連邦政府による「目標設定」と「成果評価」など新たな統制の下での地方への権限委譲に置かれている。このNPMに基づく連邦—地方関係の再編という主張は、今回の大統領案と民主党ニューデモクラッツ派の改革案の双方に通底するものである。

第三に、ベイリーがこの教育改革に関して連邦介入・支出の拡大を明確に肯定している点も重要である。彼は、連邦政府による「投資」を増額すべき領域として、「科学」「数学」教育の高度化、教員の質の向上、教育への新テクノロジーの導入などを挙げた⁵²⁾。さらに、「州による教育スタンダード・成績評価・教員養成などを包括するシステムの構築」や「成績不振と判定された生徒への支援」の二点については、法案の中に「連邦政府のリーダーシップと投資」を定める「より強い文言」を加筆することも要求したのである。⁵³⁾

第二章で述べたように、連邦政府による教育投資の拡充に肯定的な姿勢は、主要な経営者団体の間では80年代半ば頃から顕著になるが、こうした主張は、アメリカ「経済界」の選好が、教育政策の分野に関しては「歳出削減・規制緩和」という新自由主義の一般的原则を超えて、「連邦政府を利用した労働力需要の充足」の方向へ傾斜してきたことを示すものである。

(B) 社会的保守派（Ⅱ）の選好

次に証言を行った者は、社会的保守派（Ⅱ）に属する団体「家族研究委員会（FRC）」の会長、ケネス・コノーである。

連邦政府による介入・投資の必要性を強調した先のベイリーとは対照的

52) Ibid., pp. 60–61.

53) Ibid., p. 62.

に、コノーのスピーチは、教育のローカル・コントロールの原則の確認から始まった。すなわち、あくまでも「子供の教育に関する第一義的な決定権者は、親たち」であり、ゆえに教育政策に関する決定は「地方・州レベル」でなされるべきであるという原則的立場の表明である⁵⁴⁾。

FRCは、経営者団体に比して、この法案(H.R. 1)への支持表明について、より慎重な姿勢を示していた。この公聴会の場でコノーは、就任したばかりのブッシュJr.大統領が「政権の最優先課題」と位置付けていた同案を真っ向から批判することは避けつつも、今後の法案審議の展開には、いくつか「注意すべき点」があると述べ、「このとても良い法案をさらに良くする」ための提言として、以下の点を主張した⁵⁵⁾。

先述の「経済界」の主張とは対照的に、コノーの発言には「連邦政府のリーダーシップと投資」や「教育スタンダード」を支持する表現は一切見られない。むしろ彼は、「連邦政府がワシントンD.C.から生徒の成績を引き上げることは不可能」と断じ、「連邦政府によるテストの義務付け」に対しても否定的な見解を示した⁵⁶⁾。

生徒の成績評価について、コノーは「統一的なナショナル・カリキュラムやナショナル・テストの新設、あるいはそれに繋がるいかなる試みに対しても反対⁵⁷⁾」すると宣言した。彼は、NAEPのような単一のテストに全州が参加することを義務付ければ、それが「事実上(de facto)」の全国テストとなり、ひいては学校カリキュラムを全国的に「標準化」する効果をもたらす点を警戒したのである。このため、コノーは、「最終的に全国化されたカリキュラムに繋がる恐れがある統一的な全国テスト」を州に課すことを含意するものは、「いかなる文言」であっても法案の中に入れないよう強く要請し

54) Ibid., p. 8

55) Ibid.

56) Ibid., p. 73.

57) Ibid.

58) Ibid., pp. 9, 73.

⁵⁸⁾
た。

さらにこの成績評価の対象についても、「読解」「数学」に限定することを要請し、その解釈が政治紛争を惹起しうる「科学」と「歴史」に関しては、「テストという手段を通じて政治的・社会的教化 (indoctrination) が試みられないよう」、教育スタンダードと統一テストの導入を⁵⁹⁾避けるよう要求した。

H.R. 1についてコノーが最も強く賛同した条項は、教育の「選択」の拡大であった。彼は、「3年連続して成績不振と判定された公立学校の生徒に転校権を与える」という同法案の規定では、成績不振校から生徒を救出する上で「手遅れ」になると主張し、より早い段階で私立学校への転校を可能にする「教育貯蓄口座」や「教育税控除」など、他の方式の学校選択制の導入を新たに法案の中に盛り込むよう要求した。⁶⁰⁾ 彼らの見解では、「アカウントビリティとは、第一義的には、生徒の親と地域の納税者に対して示されなければならない⁶¹⁾」ものであり、「アカウントビリティと学校選択制の強力な結合が無ければ、この法案は、単に教育への政府の介入の拡大を意味するだけのものになってしまう⁶²⁾」からである。

同様にコノーは、H.R.1が連邦補助金の支出に関する州・学区の裁量を拡大することを盛んに称賛し、特に同法案に「ブロック・グラント」化案（「ストレート A's」条項）が含まれていることを「高く評価」した。彼は、「ブロック・グラント」化される連邦プログラムの範囲をさらに拡大することを要求した上で、今後の法案審議の過程で、この「ストレート A's」を（一部の地域のみを対象を限定した）パイロット・プログラムなどに後退させないよう、強く釘を刺したのである。⁶³⁾

59) Ibid., p. 74.

60) Ibid., pp. 9, 75.

61) Ibid., p. 73.

62) Ibid., p. 76.

表1. NCLB法の各要素をめぐる経営者団体と社会的保守派(Ⅱ)の立場

賛成：○、反対：×、立場表明なし：—

	ブッシュJr.大統領の原案	経営者団体	社会的保守派(Ⅱ)
①教育スタンダード	高度な教育内容スタンダードの導入(科学・歴史を含む)	○	—(科学・歴史への導入には明確に反対)
②成績測定	年次テストの義務化(読解・数学のみ)	○	×
	NAEPを全国統一ベンチマークとして利用	○	×
③アカウントビリティ	AYPを3年連続で達成できない公立学校の在校生に私立学校を含む他校への転校権を付与(「バウチャー条項」)	—	○より即時の学校選択(私立学校を対象に含む)の自由化。
④権限委譲	連邦補助金のブロック・グラント化(「ストレートA's」の実現。)	×	○
⑤予算規模	教育予算の増額	○	—

出典：筆者作成。

以上の両団体の主張を各争点について整理すると表1のようになる。この表からは、両団体が教育の「標準化」(争点①②)と「市場化」(③)、「権限委譲」(④)、および連邦政府による財政支援(⑤)というNCLB法の中心的要素をめぐる対照的な選好を示していたことが分かる。

各団体による証言の後に行われた議員からの質疑応答では、教育の「標準化」に積極的な経営者団体(BCEE・ベイラー)に対し、共和党議員から不満が表出された。

マーク・ソウダー：(共和党下院議員・社会的保守派(Ⅱ))

「私は経済界に非常に強い不満をもっております。私は、我が国が教育の問題をはるかに超えるインパクトをもつ、国家統制に繋がる道をたどりつつあると思っていますのです。

例えば通信について、なぜ我が国が…単一の全国的スタンダードを導入するのではなく、システムを分権化しているのかと問われれば、…私は、全国的スタンダード (national standard) は国家統制 (national control) に繋がるからだと答えます。そして、国家統制の手段が存在すれば、必ず誰かがそれを操作するのです。

(BCEEが、生徒の成績評価に関する全国統一の「ベンチマーク」の導入を支持した点について：引用者補足) 全国テストの代用品 (backup)、ましてやNAEPの利用ですって？もしこの法案の中で、…NAEPが事実上のスタンダードになれば、それはやがて国民をコントロールするための、政治的に操作されたテストになるでしょう。

私は経済界にはひどく失望しています。経済界から提起される、このダブルスタンダードは一体何なのでしょう⁶⁴⁾」

また別の共和党議員からは、経営者団体がバウチャー条項など、教育の「市場化」に関する問題について一切賛否を明らかにしなかった点についても質問が提起された。しかし、ベイリーは、一般的に親の選択権は重要であると述べつつも、「その目的を実現するための具体的なメカニズムについては、我々は特定の立場を取っていない」と述べるに止まった⁶⁵⁾。

こうした教育の「標準化」「市場化」などをめぐる保守勢力内の足並みの乱れは、続く下院本会議の場では、大統領側と共和党保守派の間の分裂として表面化することになる。

(以上、本号)

63) Ibid., pp. 8, 72.

64) Ibid., p. 32.

65) Ibid., pp. 22-23.